

国自旅第 277 号
平成 31 年 3 月 12 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

2019 年 10 月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の
取扱いについて

2019 年 10 月 1 日に実施予定の消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃・料金の改定については、平成 31 年 3 月 12 日付けで定められた国土交通省としての「公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」（別紙 1）に基づき、別紙 2 のとおり定めたので、遺漏のないよう取り扱うとともに、管内事業者への周知・徹底を図られたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

【添付書類一覧】

- 別紙 1 公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方（平成 31 年 3 月 12 日 国土交通省）
- 別紙 2 2019 年 10 月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて
- 別表① 増収率算定表
- 別表② 増収率調整表
- 別表③ 普通旅客運賃新旧対照表
- 様式 1 運賃の上限変更認可申請書
- 様式 2 運賃届出書
- 別 添 関係団体あて通知文

公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する
基本的な考え方

平成31年3月12日
国土交通省

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ（一部改正 平成30年12月27日）に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
 - (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
 - (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
 - (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるように調整する。
 - (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
 - (5) 改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
 - (6) 消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降を行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて

I. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

II. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定

2019年10月1日からの消費税率（国・地方。以下同じ。）引上げに伴う乗合バス運賃・料金の改定については、各乗合バス事業者が、現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金を申請し、認可を得ることにより行うことを基本とし、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定の手続き

(1) 上限運賃・料金の改定

現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金（以下「改定上限運賃・料金」という。）について変更認可の手続きを行うものとする。なお、1円単位運賃を設定する場合にあっては、当該上限運賃の認可に当たり、これまでの10円単位運賃と1円単位運賃の両者について上限運賃の変更認可の手続きを行うこととする。

(2) 軽微な運賃・料金（届出運賃・料金）の改定

現行の運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな運賃・料金について事前届出の手続きを行うものとする。

2. 消費税率引上げに伴う上限運賃・料金の変更認可

(1) 上限運賃・料金の変更認可の基準等

申請された改定上限運賃・料金については、当該改定上限運賃・料金に基づき算出された2019年度運送収入見込額が、同輸送量の想定で現行上限運賃・料金を適用して算出した2017年度運送収入実績額の換算値との比較による増収率で、110/108の範囲内である場合に、認可を行うこととする。

(2) 上限運賃・料金の変更認可の申請及び認可の時期

- ① 原則として、2019年5月31日までに改定上限運賃・料金について変更認可申請を行うものとする（様式1参照）。
- ② 上限運賃・料金の変更認可は、2019年8月下旬を目途に行う予定である。

3. 改定上限運賃・料金の算出方法

各種運賃・料金ごとの改定上限運賃・料金の算出方法は次のとおりとする。

(1) 普通運賃

普通運賃の制定形態に応じて、それぞれ、以下のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上で、10円未満の端数を四捨五入により処理するものとする。ただし、運賃額が1,000円以上になるものについては、50円単位（25円以上は切り上げ、25円未満は切り捨て）とすることができるものとする。

なお、1円単位運賃については、1円未満の端数を四捨五入により処理することを基本としつつ、同一区間において併存する10円単位運賃については、10円未満の端数を切り上げにより処理するものとする。

① 対キロ制・対キロ区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行賃率に $110/108$ を乗じて改定賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

イ. 消費税率5%時の賃率からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き賃率に $110/100$ を乗じて改定賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

ウ. 現行上限運賃に $110/108$ を乗じて改定上限運賃を算出する。なお、この場合の現行上限運賃は、前回の消費税率引き上げに伴い認可された上限運賃の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）とすることができる。

エ. 消費税率5%時の上限運賃からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限運賃に $110/100$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

② 均一制、地帯制及び特殊区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行上限運賃に $110/108$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

イ. 消費税率5%時の上限運賃からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限運賃に $110/100$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

(2) 回数券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記(1)による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく回数券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $110/108$ を乗じる。

(3) 定期券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記(1)による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく定期券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $110/108$ を乗じる。

(4) 料金

次のいずれかの方法により改定上限料金を算出した上、10円未満の端数を四捨五

入により処理する。

- ① 現行上限料金に $110/108$ を乗じる。なお、この場合の現行上限料金は、前回の消費税率引き上げに伴い認可された上限料金の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）とすることができる。
- ② 消費税率5%時の上限料金からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限料金に $110/100$ を乗じる。

(5) 消費税引上げ率に見合う増収率とするための調整

- ① 上記(1)から(4)までの処理を行った結果による増収率が、消費税引上げ率を上回る又は下回ることが見込まれる場合は、普通運賃、回数券、定期券及び料金の改定率のバランスに配慮しつつ、事業全体として増収率が $110/108$ の範囲内となるよう調整（以下「過不足調整」という。）を行う（※1）ものとする。

（※1）実際には運賃ブロック単位ごとに増収率が $110/108$ の範囲内となるよう調整を行う。

- ② ①の過不足調整に当たっては、普通運賃において、利用割合が相当程度を占める運賃帯（※2）を端数処理の結果、据え置くこととなることに伴い、事業全体として $110/108$ の増収率の確保が困難となることが見込まれる場合にあっては、公平な転嫁の観点から踏まえて遠距離利用者に過大な負担が生じる事態を回避することを目的として、事業全体の増収率が $110/108$ の範囲内となることを前提に、当該運賃帯について、 $110/108$ を上回って引き上げること（ $110/108$ を上回る引き上げ率による賃率とすることを含む。）を認めることとする。

（※2）260円以下が該当するものとする。

- ③ ①の増収率の確認及び過不足調整は、別表①増収率算定表及び別表②増収率調整表により行うものとする。

4. 実施運賃・料金の設定変更届出

(1) 認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で設定する実施運賃・料金の届出

上記2.により改定上限運賃・料金の変更認可を受けた場合には、当該認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で、新たな実施運賃・料金の設定変更届出を行うものとする（様式2参照）。ただし、当該届出により設定する新たな運賃・料金については、現行の設定運賃・料金からの引上げ率を消費税引上げ率の範囲内（※3）として算出するものとする。

（※3）上記3.（5）の過不足調整に伴い $110/108$ を上回る場合を除く。

(2) 届出運賃・料金に係る設定変更

高速バス運賃及び協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出（原則として10円未満の端数は四捨五入により処理する。）した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

- ① 現行届出運賃・料金に $110/108$ を乗じる。
- ② 消費税率5%時の届出運賃・料金からその $5/105$ に相当する額を控除した税

抜き届出運賃・料金に110/100を乗じる。

5. その他

- (1) 消費税率引上げ分の転嫁による新たな運賃・料金の実施時期は、原則として2019年10月1日からとする。ただし、議会手続きを要する公営事業者の場合など、2019年10月1日から実施することができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (2) 消費税率引上げ分の転嫁に併せて、それ以外の事由による上限運賃・料金の変更（以下「通常改定」という。）の認可申請を同時に行う場合には、消費税率引上げ分と通常改定分とを明確に区分して申請を行うものとし、利用者に対してもその旨を公表するものとする。
なお、この場合の新たな運賃・料金の実施時期は、事業者の事情に応じた時期とすることを認めることとする。
- (3) 消費税率引き上げ分の転嫁と通常改定を段階的に行う場合には、原則として、3か月以上の期間を設けるものとする。
- (4) 1円単位運賃を設定する事業者にあつては、同一区間において、1円単位運賃と10円単位運賃の2つの運賃が併存することから、利用者の理解が得られるよう、また、混乱が生じないようにあらかじめ十分な周知・説明を行うものとする。
- (5) 1円単位運賃の設定により、同一区間において2つの運賃が併存する場合にあつては、運行する区間に応じて運賃額の表示が変わる対キロ制運賃等の車内運賃表示器への運賃額の表示については、1円単位運賃の表示を省略することができるものとする。

Ⅲ. その他

各種手数料（旅客の都合による運賃・料金の払戻しに係るもの等）について、消費税率引上げに伴う改定を行う場合には、当該手数料の現行額に110/108を乗じた新たな手数料の額を算出（10円未満の端数は四捨五入により処理する。）し、当該新たな手数料の額について運送約款の変更認可を受けるものとする。なお、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号、以下「標準約款」という。）に金額が規定されている手数料については、標準約款の一部改正により所要の改定を行う予定である。

【別表①】

【消費税転嫁の方法】

- 普通運賃：
- 定期運賃：
- 回数券等：

1. 増収率算定表

項目 運賃制度等	支払方法	現行上限運賃(A) 円	平成29年度(実績)		上限運賃換算値		平成31年度(消費税転嫁後)				
			実施運賃(B) 円	運送収入(C) 千円	収入換算値(E) (A/B×C) 千円	換算値ウエイト D %	改定上限運賃(F) 円	改定率(G) (F/A) %	収入見込(H) (G×E) 千円	平均改定率(I) (D×G) %	
定期・回数券以外の運賃	均一制	現金									
		IC									
	特殊区間制又は地帯制 特区(又は半区)	現金									
		IC									
	1区	現金									
		IC									
	2区	現金									
		IC									
	3区	現金									
		IC									
	対キロ区間制 賃率区間	現金									
		IC									
	初乗り運賃	現金									
		IC									
小計(参考)		-	-					-			
定期運賃											
回数券運賃											
一日乗車券等											
合計(平均改定率)		-	-		(e)			-		(h)	

増収率
(h/e)

≦1.01852(110/108)

注)

1. 運送収入(C)の合計欄については、平成29年度の要素別原価報告書(税抜額)又は事業報告書に記載されている運送収入額との整合がとれているものとする。
また、運送収入額については、税込み額、税抜き額のどちらでも可とする。
2. 運賃制度欄(縦軸)については、自社の運賃制度や「2. 増収率調整表」での増収率調整等を踏まえ、適宜変更の上作成することとする。
3. 率の表示については、小数点第6位を四捨五入により端数処理し、小数点第5位までを表示することとする。
4. 対キロ区間制運賃、定期運賃、回数券運賃、一日乗車券等の収入換算値(E)には、運送収入(C)の値をそのまま記載(採用)することを認める。
5. 定期運賃、回数券運賃、一日乗車券等の収入見込(H)について、現行上限運賃(A)に数字を置かず整理する場合は、各券種の消費税改定後の運賃に収入ウエイト等に乗じて、各券種の収入見込額の合計額を記載する。また、改定率(G)については、運送収入(C)÷収入見込(H)により算出する。
なお、その他の方法についても、合理的な方法によるものであれば認めることとする。
6. 敬老乗車証等(地方自治体等が高齢者、障害者等に発行している乗車証類)の収入分については、上記算定表には計上しないものとする。
また、事業者が独自に高齢者、障害者等に発行している乗車券類の収入に関しては、その設定形態にあわせ、一日乗車券等に計上する。

【別表②】

2. 増収率調整表

項目 運賃制度等	支払方法	平成31年度(消費税転嫁後)【増収率算定表から転記】				消費税転嫁の過不足調整の内容	平成31年度(消費税転嫁・調整後)			
		改定上限運賃(F)	改定率(G)	収入見込(H)	平均改定率(I)		改定上限運賃(F2)	改定率(G2)	収入見込(H2)	平均改定率(I2)
		円					円	(F2/A) %	(G2×E) 千円	(D×G2) %
定期・回数券以外の運賃	均一制	現金								
		IC								
	特殊区間制又は地帯制 特区(又は半区)	現金								
		IC								
	1区	現金								
		IC								
	2区	現金								
		IC								
	3区	現金								
		IC								
	対キロ区間制 賃率区間	現金								
		IC								
	初乗り運賃	現金								
		IC								
計		—				—				
定期運賃										
回数券運賃										
一日乗車券等										
合計(平均改定率)		—				—		(h2)		

増収率 (h2/e) ≤ 1.01852 (110/108)

- 上記調整表について、「消費税転嫁の過不足調整の内容」欄以外は数式により自動表記されることとなっている。ただし、数式の欄についても、調整後の値の記入など必要に応じて手入力により整理するものとする。
- 1円単位運賃導入におけるIC移行率は、原則、現金シェア10%までを限度とし認める。また、IC移行に伴う営業割引減収分についても、現金利用者の特性等を十分に配慮した上で認めることとする。
- 率の表示については、小数点第6位を四捨五入により端数処理し、小数点第5位までを表示することとする。
- 過不足調整の内容の記載については、必要に応じて別紙により資料を作成し添付する。
- 対キロ区間制運賃の調整については、調整対象の運賃の収入ウェイトを示さなければ認めないこととする。
- 営業割引を新たに設定する方法等による過不足調整については、増収率算定表における各運賃制度の上限運賃換算値ウェイト(D)を考慮し算出することとする。また、その他の方法についても、合理的な方法による算出であるということが、挙証資料の提出等により明示できる場合には、例外も認めることとする。

番 号
年 月 日

国土交通大臣(※) 殿

(※)大臣権限事案以外の場合は地方運輸局長。

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限変更認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限を変更したいので、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇
2. 変更しようとする上限運賃を適用する路線
一般バス全路線
3. 変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 変更しようとする理由
2019年10月1日からの消費税率引上げ分の転嫁のため
5. 添付書類
(1) 増収率算定表(別表①)及び増収率調整表(別表②)
(2) 普通旅客運賃新旧対照表(別表③)
(※)変更実施運賃の欄には記入しない。

番 号
年 月 日

国土交通大臣(※) 殿

(※)大臣権限事案以外の場合は地方運輸局長。

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を変更するので、道路運送法第9条第3項及び同法施行規則第9条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇
2. 変更しようとする運賃を適用する路線
一般バス全路線
3. 変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 実施予定日
平成〇年〇月〇日
5. 添付書類
普通旅客運賃新旧対照表（別表③）

国自旅第277号の2
平成31年3月12日

公益社団法人 日本バス協会会長
社団法人 公営交通事業協会会長
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長

} 殿（単名各通）

国土交通省
自動車局旅客課長

2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の
取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長
へ通達したので、貴協会においてもこの旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を
図られたい。